

自動車破砕業に係る許可申請の手引き

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課

令和 7 年 4 月

はじめに

神奈川県内(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市を除く区域)において、解体自動車の破砕(破砕前処理を含む)を業として営むためには、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(以下「自動車リサイクル法」という。)に基づき、神奈川県知事の許可を受けなければなりません。

この手引きは、当該破砕業の許可申請手続き等について説明しております。

自動車リサイクル法の目的

この法律は、自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

1 使用済自動車、解体自動車とは

使用済自動車とは、自動車のうち、その使用を終了した物をいいます。

また、解体自動車とは、使用済自動車を解体することによってその部品、材料その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存する物をいいます。

2 破砕業の許可を受ける必要のある方は

解体自動車の破砕又は破砕前処理を県所管区域(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市の区域を除く神奈川県の区域)で、業として行おうとする場合は、神奈川県知事の許可を受けなければなりません。

[許可の種類]

新規許可	新たに許可を取得しようとする場合の許可
変更許可	既に許可を取得している者がその事業の範囲を変更しようとする場合の許可 [変更許可に該当する場合] 圧縮・せん断等の破砕前処理を業として営む者が新たに破砕処理(シュレッディング)を業として追加して営む場合など、事業の範囲が拡大する場合
許可更新	既に許可を取得している者がその許可の有効期限が到来した後に同じ内容で事業を行おうとする場合の許可(5年毎に更新)

[許可の基準等について]

破砕業の許可を受けるには、以下の基準等を満たす必要があります。

施設基準	解体自動車を破砕前処理又は破砕するまでの間保管する施設について	・ 外部からの進入防止及び保管区域の明確化のために、囲いを設置すること
	破砕前処理施設について	・ 廃棄物の飛散・流出並びに騒音・振動により生活環境の保全上支障がないよう必要な措置が講じられた解体自動車のプレス・せん断を行うことが可能な施設を有すること
	破砕施設について	・ 産業廃棄物処理施設である場合には、廃棄物処理法上の許可を受けている施設であること ・ 産業廃棄物処理施設以外の施設である場合には、廃棄物の飛散・流出並びに騒音・振動により生活環境の保全上支障がないように必要な措置が講じられた施設であること
	シュレッダーダストの保管施設について	・ 自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)を保管するための十分な容量を有する施設であること ・ 床面を鉄筋コンクリートで築造する等汚水の地下浸透の防止措置を講ずること ・ 保管に伴う汚水の発生・流出を防止するために、十分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝を設置すること ・ 雨水等による汚水の流出を防ぐため、屋根等シュレッダーダストに雨水がかからないような設備を有すること (但し、十分な処理能力を有する排水処理施設等の措置が講じられている場合を除く。) ・ シュレッダーダストの飛散・流出防止のため、側壁等を有すること
	圧縮(プレス)又はせん断した後の解体自動車を保管するための施設について	・ 外部からの進入防止及び保管区域の明確化のために、囲いを設置すること
能力基準	・ 標準作業書※を常備し、従事者に周知していること ・ 事業計画書又は収支見積書から判断して、破砕業を続けることが困難ではないと確認できること	
欠格要件に該当していないこと		

※標準作業書とは、業許可申請者が、破砕又は破砕前処理を行う際の標準的な作業手順等を記載したものです。記載する内容は次のとおりとなっています。

[標準作業書記載内容]

(1)解体自動車の保管の方法
(2)解体自動車の破砕前処理の方法（破砕前処理を行う場合に限る）
(3)解体自動車の破砕の方法（破砕を行う場合に限る）
(4)排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る）
(5)シュレッダーダストの保管の方法（破砕を行う場合に限る）
(6)解体自動車の運搬の方法
(7)シュレッダーダストの運搬の方法（破砕を行う場合に限る）
(8)破砕業の用に供する施設の保守点検の方法
(9)火災予防上の措置

※新たに破砕施設を建設する場合には、近隣の住民の方のご理解を得るために、周知・説明等を行ってください。

3 許可までの手続きの流れ

「破砕業の許可申請に係る手続きフロー」（P12～14参照）

4 申請手続きをするには

（１）申請場所

県所管区域(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市の区域を除く神奈川県)で、破砕業の許可を申請する場合には、各地域県政総合センター環境部にご相談ください。なお、ご相談の際は必ず電話等により各窓口事前に連絡してください。

なお、複数の事業所を設置する場合で、所管する地域県政総合センターが複数にわたる場合には、主要な事業所を設置する場所を所管する地域県政総合センターを窓口といたします。

[行政機関の所管区域等]

行政庁名		所在地	電話番号	管轄区域
神奈川県	横須賀三浦地域県政総合センター環境部 (県横須賀合庁内) (※)	〒238-0006 横須賀市日の出町 2-9-19	046-823-0210	鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
	県央地域県政総合センター環境部 (県厚木合庁内) (※)	〒243-0004 厚木市水引 2-3-1	046-224-1111	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
	湘南地域県政総合センター環境部 (県平塚合庁内) (※)	〒254-0073 平塚市西八幡 1-3-1	0463-22-2711	平塚市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町
	県西地域県政総合センター環境部 (県小田原合庁内) (※)	〒250-0042 小田原市荻窪 350-1	0465-32-8000	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
	神奈川県環境農政局環境部 資源循環推進課	〒251-8588 横浜市中区日本大通 1	045-210-4149	制度に関する問い合わせ
横浜市資源循環局事業系廃棄物対策部事業系廃棄物対策課		〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 市庁舎 23 階	045-671-2511	横浜市
川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課		〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1	044-200-2593	川崎市
相模原市環境経済局環境部廃棄物指導課		〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15	042-769-8335	相模原市
横須賀市環境部廃棄物対策課		〒238-8550 横須賀市小川町 11	046-822-8418	横須賀市
藤沢市環境部環境総務課		〒251-8601 藤沢市朝日町 1-1	0466-50-3529	藤沢市
茅ヶ崎市環境部資源循環課		〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1	0467-82-1111	茅ヶ崎市

(※) 県の許可を受けている（申請中も含む）破砕業者が、許可を受けた地域県政総合センターが管轄していない県所管区域に事業所を追加する場合（2地域に同時に申請する場合も含む。）に必要な手続きは、既に許可を受けた地域県政総合センターへの変更の届出です。

(2) 事業予定計画書の提出

- 破砕業の許可を取得しようとする方は、事前に事業予定計画書を提出していただきます。
- 計画に係る施設を、市街化調整区域又は未線引都市計画区域若しくは都市計画区域外に設置する予定の場合は都市計画法の手続きを、また、農地の場合は転用の手続きを伴う場合等がありますので、担当機関によく相談してください。
- 計画に係る施設が、次の施設に該当する場合は、破砕業の許可申請に先立ち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第15条第1項(廃棄物処理法施行令第7条)に基づき、産業廃棄物処理施設の設置許可及び建築基準法第51条但し書き許可の手続きが必要となりますので、担当者によく相談して計画を進めてください。なお、「工業専用地域」又は「工業地域」に設置される場合は対象規模が緩和されております。

[設置許可の対象となる処理施設の種類]

施設の種類	対 象 規 模 等	
	設置許可の対象規模	建築基準法第 51 条の手続き対象 緩和規模(工業地域、工業専用地域の場合)
廃プラスチック類 の破砕施設	5 t /日を超えるもの	6 t /日

(3) 申請書及び添付書類(P 9 参照)

地域県政総合センター環境部に備えてある所定の申請書等に必要事項を記載し、添付書類とともに申請してください。

提出部数は、正本 1 部、副本 1 部(但し、副本は申請者の控え用)としてください。なお、副本はコピーでも構いません。

(4) 許可申請手数料：別表参照

申請の際には手数料が必要です。事前相談が終了後、担当者に相談のうえ、

- ・窓口が神奈川県の場合は、次のいずれかの方法によりお支払いください。
納付書により納付した場合は、当該納付済証を申請書類に添えてください。
 - ① 窓口においてキャッシュレス納付
 - ② 金融機関やコンビニエンスストア等において納付書により納付
 - ③ e-kanagawa 電子申請により電子納付
- ・窓口が横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市又は茅ヶ崎市の場合は、支払方法を所管の自治体に問い合わせてください。

※解体業を営んでいる事業者で、解体後ソフトプレス（破砕前処理）を行っている事業者は、破砕業の許可も必要になります。

5 変更許可及び許可更新の手続きについて

既を取得している許可に係る事業の範囲を変更するとき、又は既を取得している許可に係る許可期限が到来するときは、それぞれ変更許可又は許可更新の手続きを行うことが必要です。なお、許可の有効期間は5年です。

[別表：許可申請手数料一覧]

区分	手数料	
破砕業許可申請手数料	84,000 円	
破砕業変更許可申請手数料	67,000 円	※
破砕業許可更新申請手数料	77,000 円	

※平成30年4月1日改定

6 許可後の破砕業者の責務は

(1) 引取義務

破砕業者は、解体業者又は破砕前処理工程のみを行う破砕業者（破砕前処理業者）から解体自動車の引取りを求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、解体自動車を引き取らなくてはなりません。（法第17条、第18条第3項）

※正当な理由とは

- ア 天災その他やむを得ない事由により解体自動車の引取りが困難である場合（事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難な場合等）
- イ 解体自動車に異物が混入し又は発炎筒が残置されている場合（解体自動車に他のごみが詰められている場合等）
- ウ 解体自動車の引取りにより、解体自動車の適正な保管に支障が生じる場合（大量一括持ち込みの要請がある場合等自社の車両保管能力と照らし合わせ適正な保管が困難である場合等）
- エ 解体自動車の引取りの条件が通常取引の条件と著しく異なるものである場合（極めて遠距離からの引取りの要請がなされる場合・条件交渉なく一方的に解体自動車が置いていかれてしまう場合等）
- オ 解体自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合（解体業者が再資源化基準に違反して鉛蓄電池を取り外していない場合等）

(2) 引渡義務

破砕前処理工程のみを行う破砕業者（破砕前処理業者）は、前処理を行った解体自動車を他の破砕業者又は解体自動車全部利用者に引き渡さなくてはなりません。（法第18条第2項）

また、解体自動車全部利用者に引き渡す場合には、引渡し的事实を証する書面を5年間保存する義務があります。（法第18条第8項）

※解体自動車全部利用者とは

解体自動車を電炉・転炉に投入してリサイクルを行う業者や、スクラップ源として輸出を行う廃車ガラ輸出業者をいいます。

（３）再資源化基準の遵守義務

破砕業者は、次の基準に従って適切に破砕する義務があります。（法第18条第1項、第4項、第5項）

- ・鉄、アルミニウム等を技術的かつ経済的に可能な範囲で分別回収すること
- ・シュレッダーダストに異物が混入しないように解体自動車を破砕すること

（４）シュレッダーダストの引渡義務

破砕業者（破砕を行う場合）は、破砕工程後、シュレッダーダストを自動車製造業者等に（指定引取場所において引取基準に従って）引き渡さなければなりません。（法第18条第6項）

（５）報告義務

破砕業者は、原則として電子マニフェスト制度を利用して、解体自動車の引取り・引渡しとシュレッダーダストの引渡しから3日以内に情報管理センター（公益財団法人自動車リサイクル促進センター）に引取・引渡実施報告を行わなくてはなりません。（法第81条第10～12項）

なお、法に定める手数料を納めて移動報告を書面で提出することができます。（法第82条第3項）

〔電子マニフェストとは〕

自動車リサイクル法では、関連事業者（引取業者、フロン類回収業者、解体業者及び破砕業者）等が使用済自動車等の引取り・引渡しを行った際、一定期間にその旨を情報管理センター（公益財団法人 自動車リサイクル促進センター）に原則パソコンによる電子情報で報告する電子マニフェスト制度が導入されました。

電子マニフェストの主な機能は、

- ア 使用済自動車等の適正な引取り・引渡しの確保
- イ リサイクル料金等の支払いの証拠
- ウ 関連制度への情報提供
- エ 使用済自動車に関する統計情報の整備

が挙げられます。電子マニフェストを使用することにより、情報管理センターが情報を一元管理することが可能となるので、使用済自動車の移動に伴うマニフェストの送付・回付の際の紛失・混乱が防止され、閲覧も可能となります。

（６）廃棄物処理基準に従う義務

破砕業者が、解体自動車を自ら破砕・破砕前処理・運搬する場合は、廃棄物処理法の業の許可は不要ですが、廃棄物処理基準に従う必要があります。

（法第122条第9項）

（７）標識の掲示を行う義務

破砕業者は、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、事業の範囲、許可番号を記載した標識を掲げる必要があります。（許可証の掲示でも可）（法第72条）

(8) 次の届出及び報告等を行う義務（法第71条、第72条）

ア 廃業等の届出

当該事実が発生した日から30日以内に届出

イ 変更の届出（P10～11参照）【変更届〔省令様式第11号〕】

次に掲げる事項に変更があったときは、当該事実が発生した日から30日以内に届出

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ・ 事業所の名称及び所在地
- ・ 法人である場合は、その役員の氏名及び住所
- ・ 政令で定める使用人（※）があるときは、その者の氏名及び住所
- ・ 未成年者である場合は、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所。）
- ・ 事業の用に供する施設の概要
- ・ その他主務省令で定める事項

- ・ 標準作業書の記載内容
- ・ 解体業、廃棄物処理法に基づく業の許可を取得している場合は、当該許可に係る許可番号
- ・ 破砕業を行う事業所以外の場所で解体自動車、シュレッダーダストの積替え・保管を行う場合には、当該場所の所在地・面積
- ・ 保管量の上限

- ・ 破砕施設が廃棄物処理法上の施設許可を受けている場合にあっては、当該許可の年月日及び許可番号
- ・ 法人である場合、発行済株式総数の100分の5以上を取得又は出資額の100分の5以上に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所
- ・ 個人の場合、契約締結権限のある使用人があるときは、その者の氏名及び住所

（※）「政令で定める使用人」とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者。

（ア）本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

（イ）前記に掲げる方のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

許可申請に係る添付書類

新規許可に係る添付書類	
1	法第 62 条第 1 項第 2 号イからヌまでのいずれにも該当しないことについての誓約書
2	破砕業の用に供する施設（積替え又は保管の場合を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設付近の見取図（※運搬車両及び容器がある場合はその写真）
3	施設の所有権（又は使用権原）を証する書類（※運搬車両にあっては自動車検査証でも可）
4	事業計画書
5	収支見積書
6	住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等）の記載のあるもの、かつマイナンバーが記載されていないもの。以下同じ。）（個人の場合）
7	定款又は寄附行為及び登記事項証明書 ※ 1（法人の場合）
8	役員の住民票の写し（法人の場合）
9	発行済株式総数又は総出資額の 100 分の 5 以上を占める者の株式数又は出資額並びに住民票の写し等（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書※ 1）
10	本店・支店の代表者や契約締結権限のある使用人の住民票の写し
11	申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合においては、その法定代理人の住民票の写し
12	申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合においては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書、役員の住民票の写し

変更許可又は更新許可に係る添付書類 ※ 2
上記の 1～12 に加えて、現在の許可証の写し ※変更許可にあっては、当該許可時に、現在の許可証（原本）を返納してください。

※ 1 「登記事項証明書」とは商業登記法に係るものを添付してください。

※ 2 許可更新時は、特段の変更がなければ、施設関係の添付書類（2 及び 3）は不要です。

●住民票の写し、登記事項証明書は発行から 3 ヶ月以内のものを添付してください。

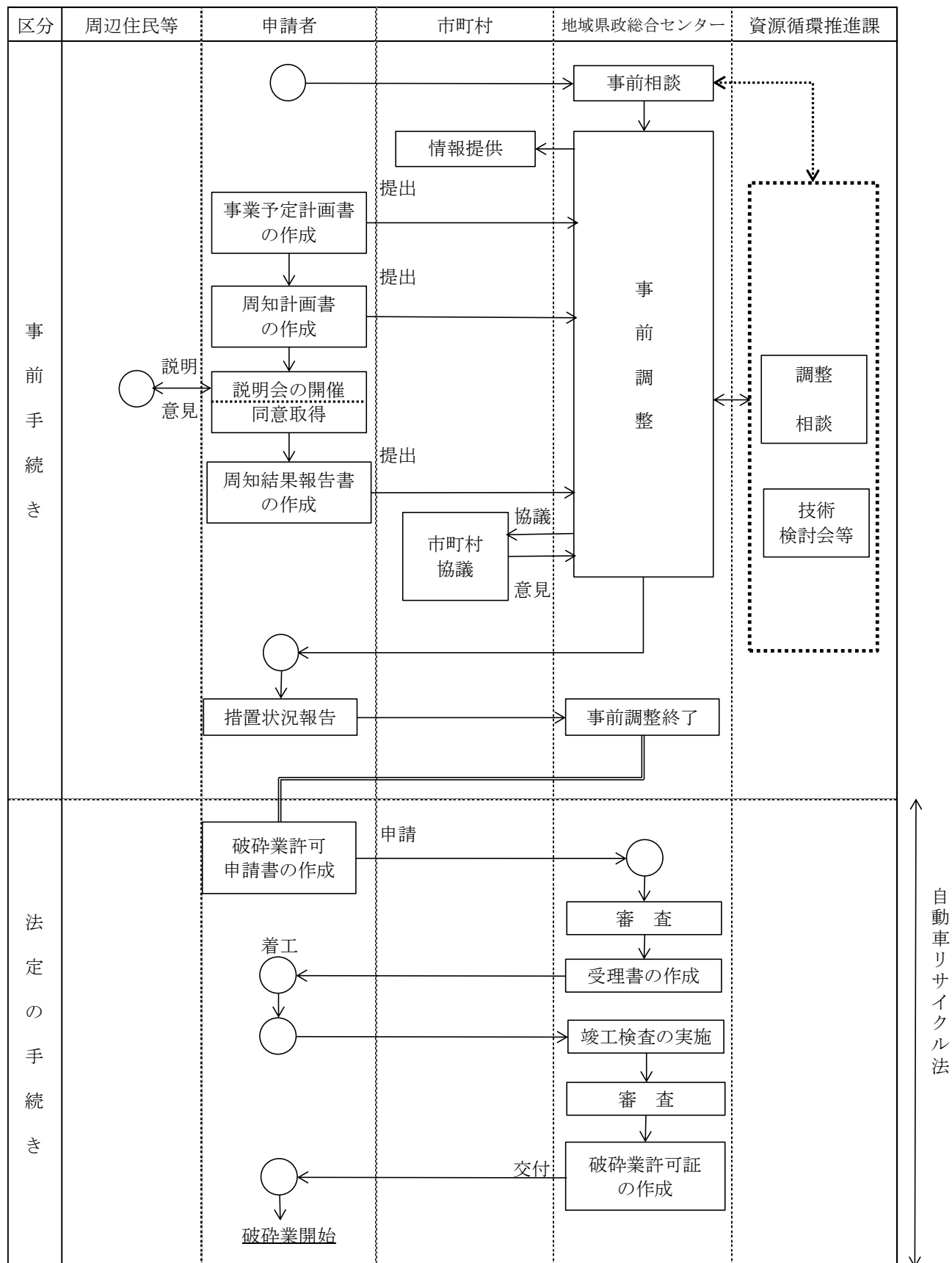
変更の届出に係る添付書類	
変更の届出【変更届出書〔省令様式第 11 号〕】 当該事実が発生した日から 30 日以内に届出	
変更事項	添付書類
1 個人の氏名及び住所	☐ 誓約書 ☐ 住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等）の記載のあるもの、かつマイナンバーが記載されていないもの。）
2 法人の名称及び所在地	☐ 誓約書 ☐ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ☐ 定款又は寄附行為
3 事業所の名称及び所在地	☐ 誓約書 ☐ 破砕業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図（当該施設が廃棄物処理法に定める産業廃棄物処理施設の許可を受けている場合を除く） ☐ 破砕業許可申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（破砕業許可申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
4 法人の役員及び政令で定める使用人の氏名及び住所	☐ 誓約書 ☐ 当該変更に係る者の住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等）の記載のあるもの、かつマイナンバーが記載されていないもの） ☐ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
5 法定代理人が個人である場合、その法定代理人の氏名及び住所	☐ 誓約書 ☐ 住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等）の記載のあるもの、かつマイナンバーが記載されていないもの）
6 法定代理人が法人である場合、その法定代理人の名称及び住所並びに代表者の氏名	☐ 誓約書 ☐ 定款又は寄附行為 ☐ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
7 法定代理人が法人である場合、その法定代理人の役員に関する事項	☐ 誓約書 ☐ 当該変更に係る者の住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等）の記載のあるもの、かつマイナンバーが記載されていないもの） ☐ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
8 事業の用に供する施設の概要	☐ 誓約書 ☐ 破砕業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図 ☐ 破砕業許可申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（破砕業許可申請者が所有権を有しない場合には、使用する

	権原を有すること）を証する書類
9 法人の場合、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所	○誓約書 ○当該変更に係る者の有する株式の数又は当該変更に係る者のなした出資の金額を記載した書類 ○当該変更に係る者が個人である場合、住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国等）の記載のあるもの、かつマイナンバーが記載されていないもの） ○当該変更に係る者が法人である場合、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
10 個人の場合、政令で定める使用人の氏名及び住所	○誓約書 ○当該変更に係る者の住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等）の記載のあるもの、かつマイナンバーが記載されていないもの）
11 その他主務省令で定める事項	○標準作業書の記載内容 ・誓約書及び新旧の標準作業書（当該変更内容がわかるもの） ○他に解体業、破砕業、廃棄物処理法に基づく業の許可を取得している場合における当該許可に係る許可番号 ・誓約書及び当該許可証の写し（新しい許可番号がわかるもの） ○破砕作業を行う事業所以外の場所で解体自動車、シュレッダーダストの積替え・保管を行う場合には、当該場所の所在地・面積・保管量の上限 ・誓約書及び当該場所の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該場所の付近の見取図（当該変更内容がわかるもの） ※なお、保管量の上限のみ変更する場合は、当該場所の付近の見取図は省略可能 ○破砕施設が廃棄物処理法上の施設許可を受けている場合にあっては、当該許可の年月日及び許可番号 ・誓約書及び当該許可証の写し（新しい許可の年月日及び許可番号がわかるもの）

※住民票の写しについては、発行日より 3 ヶ月以内のもの。

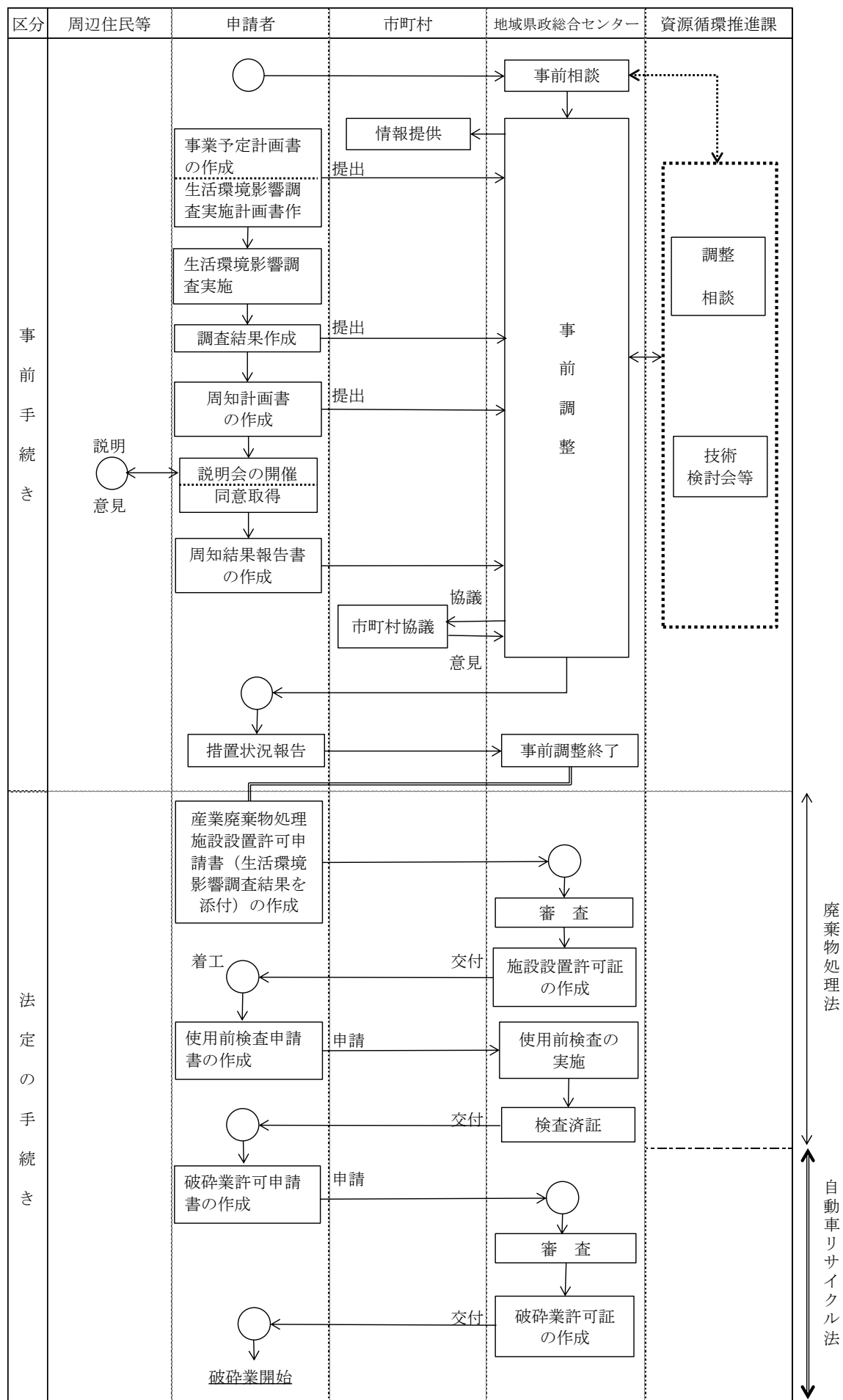
※県の登録を受けている破砕業者が、県所管区域内の別の場所に事業所を移転・追加した場合は、「3 事業所の名称及び所在地」の変更に該当します。

[破砕業の許可申請に係る手続きフロー]
【産業廃棄物処理施設設置許可を伴わない場合】



- 注1) 上記の手続きフローは、県所管域の手続きを示したものです。（次頁も同様）
 2) 各段階で、計画の修正等を指導することがあります。
 3) 既存の業者に関しては、事前手続きを省略できます。

[破砕業の許可申請に係る手続きフロー]
【産業廃棄物処理施設設置許可を伴う場合】



- 注 1) 産業廃棄物処理施設設置許可手続きは廃棄物処理法、破碎業許可申請は自動車リサイクル法に基づく手続きとなります。
- 2) 各段階で、計画の修正等を指導することがあります。
- 3) 既存の業者に関しては、事前手続きの一部を省略できます。